令和８年度 第２回 足立区認知症介護実践者研修

足立区では、認知症の人に対する介護サービスの充実を図るため、認知症介護に従事する方の研修を実施しています。本研修は、介護現場の中心的存在として認知症支援の質の向上を図るため、６日間の講義・演習と合計３週間以上の自施設実習を行う、実践的な研修です。

ホームページでもご案内しております。このほかに、実践者研修修了者等へのフォローアップとして「足立区認知症介護実践者等フォローアップ研修」（毎年 2～3 月頃開催）も実施しております。

ホーム ＞ 戸籍・税・保険 ＞ 介護保険 ＞ 介護保険関連事業所向け情報 ＞ 介護事業者向け研修

ＵＲＬ https://www.city.adachi.tokyo.jp/kaigo/kaigo_kensyu.html

【ね ら い】 認知症の人の尊厳を支え、自立を支援するための実践的知識・技術等を習得し、自らの実践に反映することはもとより、介護現場全体のサービスの質の向上を図る。介護現場の中心的存在として、チームケア実現に向けて、他の職員をリードし、認知症支援の質の向上に資する力量を獲得する。

【日　　程】 令和９年１月１９日（火）～３月２日（火）

※　講義・演習６日間＋自施設実習（約４ 週間）

※　本研修は**集合型**で実施します。

【申込期間】 令和８年１１月２日（月）～令和８年１１月２０日（金）

【会　　場】 すこやかプラザ　あだち　３階研修室　（足立区江北５－１４－５）

【定　　員】 30 名程度

※　申し込みは１事業所３名までとします。

※　**認知症対応型サービス事業の新規開設及び管理者・計画作成担当者の変更に係る申込者**及び**認知症介護基礎研修を修了している申込者**を優先します。

※　申込状況に応じて、受講決定者の調整をするため、ご希望に沿えない場合があります。

【問い合わせ】 **足立区福祉部高齢者施策推進室 介護保険課介護事業者支援係**

☎03-3880-5727（直通）

【実 施 主 体】 **足立区**

【受講要件】 下記要件を**全て満たす**ことが必要です。

1. **足立区内の**介護保険施設・事業所（居宅介護支援事業所を除く）に従事している**介護職員**（他市区町村事業所の職員は受講不可）。
2. 認知症介護に関して、介護福祉士と同等の知識を習得している方。
3. 原則、**認知症の人の介護に関する経験**が**２年以上**の方。（※１，２参照）
4. 各施設・事業所において介護・看護チームリーダー（主任・副主任・ユニットリーダー等）の立場にあるか、近い将来その立場になることが具体的に予定されている方。

※１　事務職、施設長、生活相談員等としての経験のみでは、認知症の介護経験とは見なしません。

※２　認知症介護の実務経験年数については、申込期限の月末（申込書に記載）までに２年以上あること。

【参考：地域密着型サービスの指定・運営基準により修了が義務づけられている研修について】

<table>
<tr><th></th><th>管理者</th><th>計画作成担当者</th><th>代表者（参考）</th></tr>
<tr><td>認知症対応型通所介護
事業所（※1）</td><td rowspan="4">認知症介護実践者研修
＋
認知症対応型サービス事業
管理者研修（※3）</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>認知症対応型共同生活介護
事業所（※2）</td><td>認知症介護実践者研修</td><td rowspan="3">認知症対応型サービス
事業開設者研修（※3）</td></tr>
<tr><td>小規模多機能型
居宅介護事業所
（サテライト型含む）</td><td rowspan="2">認知症介護実践者研修
＋
小規模多機能型サービス等
計画作成担当者研修（※3）</td></tr>
<tr><td>看護小規模多機能型
居宅介護事業所
（サテライト型含む）</td></tr>
</table>

※1　平成 18 年 3 月 31 日において現に開設している認知症対応型通所介護事業所で引き続き勤務する管理者の方は、受講義務はありません。

※2　認知症対応型共同生活介護事業所において、短期利用認知症対応型共同生活介護を行う場合、認知症介護実践リーダー研修（旧「痴呆介護実務者研修（専門課程）」でも可）（※3）の修了が義務づけられています。

※3　研修実施主体は東京都です。東京都福祉局のホームページをご覧のうえ、所定の申し込み先へお申し込みください。申し込み先が足立区の場合は、1 ページ目の問い合わせ先へお申し込みください。

【受 講 料】 無料

※　テキストは研修初日までに郵送しますので準備は不要ですが、株式会社ワールドプランニングの「認知症介護実践者研修標準テキスト」をご一読のうえ研修を受講していただくと、より理解が深まります。

【申込方法】

申込書	所定の申込書はございません。 「足立区オンライン申請システム」からの申込みとなり、以前の申込書及び申込書別紙の提出は不要となりました。 ※申込時点で書面での提出物はございません。
申込人数	申し込みは**１事業所３名まで**とします。 ※複数名を申し込む際は**事業所ごとに優先順位を付すること**。

申込期間	令和８年１１月２日（月）　から　令和８年１１月２０日（金）　まで ※申込みの途中で日付が変わった場合、申込みの受付が完了しない状態となります。早めの申込み手続きをお願いいたします。
申込方法	**オンライン申請（足立区オンライン申請システムより申込み）** ※足立区 HP「令和８年度 第２回足立区認知症介護実践者研修の開催について」のページ内に申込みフォームがございます。そちらからお申し込みください。 ※持参・郵送・FAX・メールによる申込みは不可。
留意点	①必ず講義および実習の**全日程に参加できる方**をご推薦ください。全日程に参加できない場合や遅刻・早退・欠席がある場合、修了証の発行はありません。 ②申込みに際し、必ず**このパンフレットをご一読のうえ**、申込内容に入力漏れや不備がないかご確認いただき、オンライン申請を完了させてください。 ③申込期間中にオンライン申請を完了させてください。受付した申請は、入力したメールアドレス宛に受付完了メールが届きます。受講可否については、下記をご確認ください。 ④受講要件の審査に際して、所属する介護保険施設・事業所等へ申込書の記載内容の確認を行う場合がありますので、予めご了承ください。

【受講可否について】

受講可・不可のいずれの場合も、令和８年１１月３０日（月）頃を目安に、所属する介護保険施設・事業所等の連絡担当者あてに**通知を発送**いたします。

※　期限を過ぎたお申し込みについては、通知をいたしませんので予めご了承ください。

【受講決定者の方】

①受講生には「事前課題」をご提出いただきます。受講決定通知送付の際に「事前課題」を同封いたしますので、作成のうえ、**指定する期日までに**提出をお願いします。

②受講決定後にやむを得ず研修を辞退する場合は、所属する介護保険施設・事業所等の長を通じて「辞退届」をご提出いただきます。「辞退届」は足立区ホームページ「令和８年度 第２回足立区認知症介護実践者研修の開催について」のページ内にある辞退フォームから申請してください。

③**研修当日の遅刻・早退・欠席は原則認められません**。研修を辞退いただくことになります。

④自施設実習については５ページをご参照ください。実習実施に際しましては、各事業所のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

⑤本研修の**全課程を修了した方にのみ**、足立区長名による修了証書を交付します。

⑥研修修了者の所属や氏名等は、東京都福祉局へ情報提供いたします。

研 修 ス ケ ジ ュ ー ル （ 予 定 ）

	日　程	時　間	内　容
1日目	1月１９日（火） すこやかプラザ あだち３階 研修室	9:00 ～ 9:05	オリエンテーション
		9:05 ～ 9:25	開催の挨拶 研修の意義と目的
		9:25 ～ 11:25	認知症の人の理解と対応 若年性認知症の人の理解
		12:45 ～ 14:15	家族介護者の理解と支援方法
		14:25 ～ 15:55	QOL を高める活動と評価の観点
		16:05 ～ 16:55	足立区における認知症の人への支援について
		16:55 ～ 17:10	今日のふりかえり
2日目	1月２０日（水） すこやかプラザ あだち３階 研修室	10:00 ～ 10:10	事務連絡
		10:10 ～ 12:10	認知症介護の理念と倫理
		13:10 ～ 15:10	権利擁護の視点に基づく支援 認知症の人の意思決定支援
		15:10 ～ 15:20	今日のふりかえり
3日目	1月２１日（木） すこやかプラザ あだち３階 研修室	9:00 ～ 9:10	事務連絡
		9:10 ～ 9:30	学習成果の実践展開について
		9:30 ～ 12:20	生活支援のためのケアの演習１ （認知症の人とのコミュニケーションの理解と方法）
		13:20 ～ 14:35	生活支援のためのケアの演習１ （認知症の人の生活環境づくり）
		14:45 ～ 16:45	地域資源の理解とケアへの活用
		16:45 ～ 16:55	今日のふりかえり
実習	1月２２日（金）～1月２７日（水）		自施設実習（課題の取組期間約１週間）
4日目	1月２８日（木） すこやかプラザ あだち３階 研修室	9:00 ～ 9:10	事務連絡
		9:10 ～ 10:10	学習成果の実践展開と共有
		10:20 ～ 13:00	生活支援のためのケアの演習２（行動・心理症状）
		14:00 ～ 16:00	アセスメントとケアの実践の基本①
		16:00 ～ 16:10	今日のふりかえり
5日目	1月２９日（金） すこやかプラザ あだち３階 研修室	9:00 ～ 9:10	事務連絡
		9:10 ～ 12:10	アセスメントとケアの実践の基本②
		13:10 ～ 16:25	職場実習の課題設定
		16:25 ～ 16:35	今日のふりかえり
実習	1月３０日（土）～3月１日（月）		自施設実習（２週間）
6日目	3月2日（火） すこやかプラザ あだち３階 研修室	9:00 ～ 9:10	事務連絡
		9:10 ～ 12:10	職場実習評価
		13:10 ～ 16:25	自分の言葉で捉えなおす認知症ケアの基本理念
		16:25 ～ 16:40	６日間のふりかえり
		16:40 ～ 17:00	修了式

✿　自施設実習について　✿

　認知症介護実践者研修には、下記のとおり自施設実習が含まれています。実習が有意義なものとなるよう、受講生だけでなく、各所属におかれましてもご協力をお願いいたします。

【主な目的】
講義・演習で学んだ内容を、研修後、受講生の所属する施設・事業所における認知症ケアの支援に活かすための具体的・実践的な取り組みのイメージを作り上げていく。

【期　　間】
研修３日目までを受講後、研修４日目までの間の約１週間程度　及び
研修４日目、５日目までを受講後、研修６日目までの間の約４週間程度

【場　　所】
受講生自身が所属する自施設・事業所

【内　　容】
講義・演習を通じて設定した実習課題に基づいて、各受講生の所属において実習に取り組み、必要に応じてカンファレンス等を行う。
実習終了後は、実習の振り返りを行い、実習成果を報告すると共に、今後の認知症の人の生活支援について、現場で実践すべき内容を整理する。

【所属長様へのお願い】
①実習期間中は、受講生は自施設・事業所において、研修で設定した課題を行います。
　実習生の各所属におかれましては、受講生が実習期間中であることに十分ご留意いただき、実習課題の実施、本研修の効果的な実施へのご協力をお願いします。

②自施設･事業所における実習については､その期間と実習の課題等を他の職員の方々へも周知し、実習内容やカンファレンスに協力していただくなど、施設・事業所全体として取り組んでいただく必要があります。**所属長様には研修申込者として、職場へのご配慮と課題の実行についてのご協力**をお願いします。
　※事業所を新規開設する場合で、自施設・事業所がない場合は、各事業所において実習先を確保してください（例：法人内の既設事業所など）。